

令和8年度 神奈川県市町村移譲事務交付金の取扱いについて

—神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱附則（令和8年5月12日施行分）第2項に規定する事務の取扱いについて—

神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱（以下「要綱」という。）附則（令和8年5月12日施行）第2項に規定する事務に係る交付金の額の算定、交付金の額の決定及び交付時期は、次の表のとおりとする。

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-15中の ・化学物質管理計画書の受理 ・化学物質管理計画書の変更の届出の受理				
A-15中の ・事業者又は関係人に対する報告徴収 ・違反者等への勧告事務 ・違反者等からの意見聴取事務 ・違反者等の公表事務 ・職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査、質問 (※神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条の4の規定に関するものに限る。)	【追加】 令和7年4月1日 (相模原市)	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-43中の ・必要な報告の徴収、立入検査 ・必要な措置、認証取消、業務停止の命令 (※ふぐ規則第13条の規定により、同条各号に掲げるものをふぐ条例第14条第1項第3号に規定する事項として処理したものに限る。)	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和6年6月1日 (横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市)	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-92中の ・違反転用者が命令に従わなかった場合の公表	【追加】 令和7年4月1日 (川崎市、相模原市及び横須賀市)	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)

A-115中の ・情報通信環境整備事業の計画の認可 ・連携管理保全事業の計画の認可 ・清算に関する財産処分の方法等の認可 ・清算に関する決算報告の認可 ・土地改良区連合の合併に伴う解散の認可 ・所属土地改良区の権利義務承継における認可	【追加】 令和8年4月1日 (横浜市及び相模原市)	令和8年4月1日～令和9年1月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する(10か月分の実績を基に、4月から3月までの12か月分の件数を算出(6/5倍))。	令和9年3月31日まで	令和9年3月に一括交付する。
A-120中の ・特定変更工事に係る完成検査記録の届出の受理 ・特定施設に係る保安検査記録の届出の受理	【削除】 令和8年12月21日 (横浜市、川崎市及び相模原市)	令和6年4月1日～同年12月20日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～同年12月20日までの分を交付する。	令和9年3月31日まで	令和9年3月に一括交付する。
A-120中の ・認定高度保安実施者からの製造施設等の変更の工事又は高圧ガスの製造の方法等の変更の届出の受理 ・認定高度保安実施者が定める危害予防規程の提出の求め	【追加】 令和7年4月1日 (横浜市、川崎市及び相模原市)	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-125の 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の許可等の事務	【追加】 令和7年4月1日 (鎌倉市、藤沢市及び小田原市)	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-125の 手数料収入額	— (鎌倉市、藤沢市及び小田原市)	A-125の上記に係る追加された事務は、「交付額の算定方法」による件数を基に算出した手数料収入額を交付額から除く。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-126の 承認製造者への立入検査等の事務	【追加】 令和7年4月1日 (横浜市、川崎市及び相模原市)	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
B-64の 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の許可等(経由事務)	【追加】 令和7年4月1日 (茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町)	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの分を交付する。	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
上記以外	移譲済み	要綱別表第2のとおり	令和8年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)

※ 交付額の算定方法及び交付時期について、上記に規定する事務の取扱いに特に記載があるもののほかは、要綱第5条及び別表第2に定めるところによる。